

徳島県告示第六百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止の年月日
名称	所在地	名称	所在地	居宅介護 重度訪問介護	令和二年九月三十日	令和二年十月三十一日
ユーススタイルラボラトリー株式会社	東京都中野区中央二丁目三番六号レッチフィールド 中野坂上ビル六階	土屋訪問介護事業所 徳島	徳島市末広二丁目五十一 Pino 六〇五号室			